

2022年5月23日

各位

会社名 株式会社 ペルセウスプロテオミクス
代表者名 代表取締役社長 執行役員 横川 拓哉
(コード番号:4882 東証グロース)
問合せ先 取締役執行役員 管理部長 鈴木 信一
(TEL. 03-5738-1705)

取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。)に対するストック・オプションの報酬額及び内容を決定することの承認を求める議案を、2022年6月23日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。)に対し、ストック・オプションとして付与する新株予約権に関する内容を、次に掲げるとおり決定することといたしたいと存じます。

1. 付議の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

この新株予約権は、その行使価額を、以下のとおり新株予約権の割当て時点における当社株式の時価を上回る水準となるように設計するなど、業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した事業展開を図るインセンティブとして機能するよう設計しておりますことから、上記目的の達成に資する相当なものであると判断しております。

2. スtock・オプションとしての新株予約権に関する取締役の報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2020年6月29日開催の第20回定時株主総会において、監査等委員を除く取締役については年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役については年額30,000千円以内とします。ことをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社報酬委員会からの提言を受け、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気について、社外取締役及び監査等委員である取締役を含め取締役会全体として高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠

にて、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、監査等委員を除く取締役については年額88,000千円以内(うち、社外取締役16,000千円以内)、監査等委員である取締役については年額4,800千円以内(うち、社外取締役4,800千円以内)とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の監査等委員を除く取締役は6名(うち、社外取締役2名)、監査等委員である取締役は3名(うち、社外取締役3名)ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されました後は、監査等委員を除く取締役は5名(うち、社外取締役2名)、監査等委員である取締役は3名(うち、社外取締役3名)となります。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、監査等委員を除く取締役については2,200個(うち、社外取締役400個)、監査等委員である取締役については120個(うち、社外取締役120個)とします。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は監査等委員を除く取締役については220,000株(うち、社外取締役40,000株)、監査等委員である取締役については12,000株(うち、社外取締役12,000株)とします。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付

与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とします。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後 10 年を経過する日までの範囲内 で、取締役会が決定する期間とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要します。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役(監査等委員である者を含む。)、監査役、執行役員、従業員または顧問であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではないものとします。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではないものとします。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできま

せん。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができます。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとします。

以上